

「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部改正（案）に対する
意見募集手続の結果について

	該当箇所	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	Ⅱ. 2. (4) 4 委託先の監督（法第 25 条関係）①	信用分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部改正案（以下、改正案）では、「委託先の選定に当たっては、・・・選定基準に定め、個人データを取り扱う場所に赴く方法・・・による確認を行った上で・・・選定しなければならない。」とある。一方、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下、金融ガイドライン案）では、「委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く方法・・・」と「必要に応じて」の記載があり、金融ガイドライン案と同様の取り扱いにしていきたい。	御意見を踏まえ「必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く方法」に修正させていただきます。
2	Ⅱ. 2. (4) 4 委託先の監督（法第 25 条関係）①	GL 通則編においては「これに代わる合理的な方法（口頭による確認を含む。）」とあるが、信用分野においては、合理的な方法として口頭は認められないという認識でよいか。また、委託先からの書面徴収による報告は、選定基準に即した内容を適切に確認することを前提として、合理的な方法として認められると理解してよいか。	本ガイドラインでは、口頭による確認は「これに代わる合理的な方法」には、該当いたしません。 また、委託先からの書面徴収における報告は、「これに代わる合理的な報告」に該当いたします。
3	Ⅱ. 2. (4) 4 委託先の監督（法第 25 条関係）①	③「定期的又は随時に」とあるが、随時はどのような場面を想定しているのか。	例えば、委託先が委託契約に違反して個人データを取り扱っていることが窺われる事情を認識した場合、委託先において個人データの漏えい等が発生した場合

			等においては、当該委託先における委託契約の遵守状況（個人データの取扱状況等）を速やかに確認する必要があります。
4	Ⅱ. 2. (4) 5) 個人データの漏えい等の報告等	法令上の報告について、委任されている「包括信用購入あっせん業」「個別信用購入あっせん業」の報告を経産省に提出すると認識しているが、1. (1)で定められている与信事業者が行う他の業務（例えば「割賦販売」等）については委員会に報告となる認識で相違ないか。	御認識のとおりです。
5	Ⅱ. 2. (4) 5) 個人データの漏えい等の報告等	「個人データであるクレジットカード番号」とは、クレジットカード番号単体では個人情報に該当しないものの、氏名等の他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる場合には、個人情報に該当するとともに、当該情報をデータベース化している場合は個人データとなるという理解でよいか。したがって、クレジットカード番号単体で保有していたとしても、特定の個人を識別できる情報を保有していない場合は「個人データであるクレジットカード番号」にはならないという理解でよいか。	<p>個別の事案ごとに判断することとなりますが、通常は、クレジットカード番号から特定の個人を識別することはできないため、それ単体では個人情報には該当しないと考えられます。ただし、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、当該情報とあわせて全体として個人情報に該当します。</p> <p>また、個人データとは、個人情報保護法第 16 条第 1 項に規定される「個人情報データベース等」を構成する個人情報を指します（個人情報保護法第 16 条第 3 項）。</p>
6	(4)個人データの管理（法第 22 条～第 26 条関係）5)	5) 個人データの漏えい等の報告等について、改訂前(7)個人データ漏えい等の報告等②では、「自己の取り扱う個人データ（受託者が取り扱うものを含む。）の漏えい等の事故が発生した場合には・・・経済産業省及び認定個人情報保護団体に報告しなければならない。」「加工方法等情報の漏えいの事故が発生した場合にも同様に報告することとする。」とあったが、改定後は「施行規則第 7 条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン 3-5-3 に従って・・・に報告しなければならな	御認識のとおりです。

		い。」とあることから、改定後は、「自己の取り扱う個人データ（受託者が取り扱うものを含む。）の漏えい等の事故が発生した場合」「加工方法等情報の漏えいの事故が発生した場合」から、「施行規則第7条各号に定める事態を知ったとき」に限定されたという理解でよいか。	
7	(5) 第三者への提供（法第27条～第30条関係）①、④ア	「個人データの提供先の第三者に代わる本人に参考となるべき情報の記載方法」は、本人が与信事業者のウェブサイトなどで当該与信事業者のグループ会社や提携先を把握することができるのであれば、例えば「当社のグループ会社」、「当社の提携先」といった記載でもよいか。	<p>本人の同意を得ようとする時点において、個人データの提供先の第三者が特定できない場合には、個人データの提供先の第三者に代わる本人に参考となるべき情報を本人に認識させた上で同意を得ることとされています。当該参考となるべき情報としては、提供先の第三者の範囲や属性に関する情報が考えられます。</p> <p>個別の事例ごとに判断するものと考えられますが、与信事業者が、ウェブサイトなどにおいて、合理的かつ適切な方法で当該与信事業者のグループ会社や提携先を示すことにより、本人がこれを把握することができるのであれば、「当社のグループ会社」、「当社の提携先」といった情報を本人に認識させた上で同意を取得することも可能であると考えられます。</p>
8	(5) 第三者への提供（法第27条～第30条関係）④イ	「与信事業者は、事後的に提供先の第三者を特定できた場合は、本人の求めに応じて、施行規則第17条第2項各号に定める情報を提供することとする。また、このような情報提供の求めが可能である旨を・・・Ⅱ. 2.(4)2)①に定める「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言」と一体として公表することとする。」が追加された。当該公表義務は「本人の同意を得ようとする時点において、個人データの提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合」がある場合に限定	御認識のとおりです。

		され、外国にある第三者への個人データの提供を行わない場合や、外国にある第三者への個人データの提供を行う場合であっても、「本人の同意を得ようとする時点において、個人データの提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合」がない場合には、上記の公表は不要という理解でよいか。	
9	(5) 第三者への提供（法第 27 条～第 30 条関係）④ウ	「与信事業者は、法第 28 条 3 項及び施行規則第 18 条に基づき、本人の求めに応じて事後的に情報を提供する旨Ⅱ. 2. (4) 2) ①に定める「個人情報保護宣言」と一体として公表することとする。」が追加されたが、個人データの外国にある第三者（法第 28 条第 1 項に規定する体制を整備している者に限る）への提供を行わない場合には、上記の公表は不要か。	御認識のとおりです。
10	(5) 第三者への提供（法第 27 条～第 30 条関係）④ウ	「個人情報保護宣言」との記載は、「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言」と統一してはどうか。	御指摘のとおり修正いたします。